

後期高齢者医療限度額適用認定証の申請について

限度額適用認定証(以下「限度額認定証」)を医療機関の窓口に表示することにより、自己負担限度額までの支払いで診療を受けることができます。保険証の自己負担割合が3割で、下表の適用区分の対象となる世帯の方に交付することができます。

限度額認定証の適用区分について

適用区分は世帯全員の住民税情報により判定されます。

適用区分	所得区分
現役Ⅱ	同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者の中で、最も所得が高い方の住民税課税所得が380万円以上690万円未満の場合
現役Ⅰ	同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者の中で、最も所得が高い方の住民税課税所得が145万円以上380万円未満の場合

自己負担限度額について(平成30年8月診療から)

限度額認定証を提示すると、月ごとに同一の医療機関等の窓口において支払う保険適用の医療費の限度額(自己負担限度額)※1が下表のとおり減額されます。

負担区分	外来+入院(世帯ごと)の限度額
「保険証」のみの場合(現役Ⅲ)	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% <140,100円※2>
「保険証」と一緒に「限度額認定証」を提示	現役Ⅱ 167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% <93,000円※2>
	現役Ⅰ 80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% <44,400円※2>

※1) 入院時の食費や保険の対象とならない差額ベッド料などは自己負担限度額には含まれません。

※2) 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降から適用となる限度額です。

お問い合わせ・申請先

世田谷区 国保・年金課 後期高齢者医療

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 5432-2390 ファクシミリ 5432-3005